

商工会だより

「原油高・物価高騰対策事業者応援補助金」

募集開始のお知らせ

自社のステップアップにつながる前向きなビジョンを持ち、原油高・物価高騰対策に向けて、商工会・商工会議所と連携して、事業転換や業態転換などに取り組む県内の小規模事業者を支援するため、新たに「原油高・物価高騰対策事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金）」が創設されました。

- (1) 補助対象者 県内に主たる事務所を有する小規模事業者
- (2) 補助対象事業
 - ① 事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開に取り組む事業

(想定する事業の一例) ・原油高・物価高騰対策のため、影響を受けにくい分野への事業転換を行う
・原油高・物価高騰対策のため、新事業の立上げを行う

- ② 販路開拓や業務効率化など、既存事業からの展開に取り組む事業

(想定する事業の一例) ・原油高・物価高騰対策のため、原材料の生産における内製化を行う
・原油高・物価高騰対策のため、新商品・新サービスの開発を行う

- (3) 補助率 補助対象経費の2/3以内
- (4) 補助上限額 300万円
- (5) 募集期間 令和5年4月10日(月)～5月17日(水) ※郵送のみ受付(消印有効)
- (6) 交付決定 令和5年6月中旬～7月上旬(予定)

●申請には事業計画書の作成が必要です。事業計画書の作成には多くの時間が必要になりますので、申請を検討される方はお早めに商工会までご連絡をお願いします。(受付最終締切 4月26日(水))



令和5年4月10日発行 第256号(4月号)
発行所 七宗町商工会

岐阜県加茂郡七宗町上麻生2134番地の1
TEL:(0574)48-2080 FAX(0574)48-1994
URL: <http://r.goope.jp/srb-21-74>
Email: hichisou@ml.gifushoko.or.jp

この事業は県の補助金を一部受けています

社会保険料が変更になります！

令和5年3月分（4月納付分）の健康保険料率に変更になります。ご注意ください。

健康保険料率	9.82% → 9.8%（4.9%徴収）
介護保険料率	1.64% → 1.82%（0.91%徴収） ◎40歳以上の方の合計11.46%→11.62%（5.81%徴収）
厚生年金保険料	18.3%（9.15%徴収）
子ども・子育て拠出金	0.36%

◎ご存知ですか？ 利子補給制度

－七宗町小規模事業者支援融資利子補給制度－

中小企業者が事業振興に必要な資金を平成30年4月1日以降新たに借り入れた場合、その借入金の支払利子の一部を補給いたします。この制度は、毎年1月1日から12月31日までの間の該当借入金に対し、支払った利子の一部を補給するものです。

－ 制度概要 －

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所又は事業所を有し、商工業を営む小規模事業者であつて、七宗町商工会に加入している会員。 ・町の出資や建物の指定管理を受けていないこと。 ・町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫（マル経、普通貸付等） ・岐阜県信用保証協会の保証を得るもの（全国小口、県小口Z、市町村小口、連携型全国小口等その他町長が承認する制度） ・岐阜県商工貯蓄共済融資制度
補給率	対象借入額は300万円まで、年間支払い利子の2%以内 (年60,000円、5年で300,000円)
補給期間	5年以内
申請先	・商工会長を経由して町長へ提出。毎年申請が必要です。

◎毎年1月に役場へ請求書を提出する必要があります。

最低賃金守られていますか？ **最低賃金910円**

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

下回る賃金を支払った場合は**罰金50万円**が課せられます。景気の先行きも不透明で大変厳しいときですが、守っていただきますようお願いいたします。

雇用保険料率の変更になります

	令和5度の雇用保険料率 R5.4.1～		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

- ・労災保険料率は変更となる業種もあります。後日お送りする「労働保険料等納入通知書」をご確認ください。
- ・一般拠出金はR4年分をR5年7月に引き落としを掛けます。

労働保険事務組合の対象事業所宛に令和5年3月末に書類はお送りしてあります。対象となる事業所におかれましては、期日を守りご提出をお願いします。

***労働保険料の年度更新の提出期限は4月20日(木)です。お忘れなく！**

労働保険は、自動車保険でいうならば任意保険ではなく強制保険です。

労働者(パート、日雇含む)を1人でも雇っていたら、労災保険の対象となります。

仕事中に事故が発生した場合は、会社が医療費、休業補償(平均賃金の6割以上)をする事になっています。労災に加入すれば、医療費の全額と、休業補償として平均賃金の8割を補償してもらえます。労災での休業中の解雇は法律で禁じられている為、完治又は治癒までの補償をすることになります。障害が残ればその分の年金代わりの補償も必要です。

なお、事業主、同居専従者、役員は労災の適用外です。労災を適用するには「特別加入」することで対応できます。

雇用保険は、

- ① 31日以上雇用の見込みがあり
- ② 週の労働時間が20時間以上の方 が対象です。

今、加入している従業員で、**週の労働時間が20時間未満に契約を変更された方**や、**役員になられた方**は**失業保険の対象外**になるためその時点で雇用保険を切る必要があります。お気を付け下さい。

NEXCO 中日本の SA・PA で商品を販売しませんか？

岐阜エリアの SA・PA で販売可能な商品を取扱う事業者様向けの商談会が開催されます。

別添のチラシをご覧ください、ご希望の方は七宗町商工会（48-2080 井藤）までご連絡をお願いします。

販路開拓の
チャンスです

日 時：令和5年6月6日（火）、7日（水）

会 場：岐阜県水産会館 大会議場

形 式：事前マッチング形式による個別商談会（20分程度、1対1で実施）

所得税と消費税の引落し

所得税	4月24日（月）
消費税	4月27日（木）

所得税と消費税の引落日が近いので、**引落口座の残高のご確認**をお願いします。

残高不足等で引落ができなかった場合、完納する日までの分の延滞税がかかります。

商工会からのお知らせ

職員の異動のお知らせ

【経営指導員】酒向 睦実

皆様方には大変お世話になりました。皆様から温かくご指導いただいた経験を糧に、新天地でもお役に立てるよう頑張ります。

■郡上市商工会へ異動



【経営指導員】井藤 裕子

こんなに早く七宗に戻ってこれるとは思ってもみませんでした。まだまだ経営指導員としては未熟ですが、一日も早く戦力になれるよう精進いたします。

■御嵩町商工会より

職員の新規採用のお知らせ

【一般職員（パート）】長谷川 春美

【記帳職員（パート）】和田 美紅

不慣れでご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願い致します。

